

令和 8 年度 福智町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 8 年 4 月 1 日

1 趣旨

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の経済的な基盤を確立し、自立促進に資することを目的として、本町の障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針は、福智町の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

3 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

物品：事務用品、福祉用具、菓子類・食料品・飲料、野菜、園芸用品、家具、生活雑貨
など

役務：印刷、クリーニング、リネンサプライ、清掃、除草、情報処理、仕分け・発送、
資源回収・分別、警備、施設管理 など

4 調達の目標

本町の令和 8 年度調達目標は、障害者就労施設等に対する町民や企業等の理解が深まることを目指すとともに、物品及び役務ごとの調達実績額が前年度を上回ることを目標として調達の推進に努めるものとする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等について情報収集を行い、積極的に利用するよう各課に情報提供するものとする。

6 調達実績の公表

調達実績については年度終了後、概要を取りまとめホームページ等を通じて公表するものとする。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は福祉課障がい者支援係とする。